資源の有効な利用の促進に関する法律の概要

「再生資源」とは：
使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料として利用できるもの

「再生部品」とは：
使用済みの物品のうち有用なもので部品その他製品の一部として利用できるもの

基本方針

主務大臣（事業所管大臣等）は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

事業所管大臣等：
経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣
財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

関係者の責務

事業者	消費者	国・地方公共団体
・使用済物品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化 ・再生資源・再生部品の利用 ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進	・製品の長期間使用 ・再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力など再生資源の利用等の促進 ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力　等	・資金の確保等の措置 ・物品調達における再生資源の利用等の促進 ・科学技術の振興 ・国民の理解を深める努力　等

特定省資源業種の政令指定（※1）
→ 副産物の発生抑制・再生資源の利用を促進する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定業種ごと）
→ 発生抑制・再生資源の利用に関する中長期計画の提出
→ 指導・助言
→ 勧告
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

特定再利用業種の政令指定（※2）
→ ・再生資源の原材料としての利用を促進する措置
・再生部品の利用を促進する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定業種ごと）
→ 指導・助言
→ 勧告（対象；政令で定める一定規模以上の事業者）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

指定省資源化製品の政令指定（※3）
→ 製品の省資源化、長寿命化を促進する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
→ 指導・助言
→ 勧告（対象；政令で定める一定規模以上の事業者）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

指定再利用促進製品の政令指定（※4）
→ ・原材料としての利用を促進すべき製品に関する措置
・再生部品の利用を促進すべき製品に関する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
→ 指導・助言
→ 勧告（対象；政令で定める一定規模以上の事業者）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

指定表示製品の政令指定（※5）
→ 分別回収のための表示に関する措置
→ 主務大臣による表示の標準の策定（指定製品ごと）
→ 勧告（政令で定める小規模の事業者を除外）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

指定再資源化製品の政令指定（※6）
→ 使用済み製品の回収・再資源化を促進する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定製品ごと）
→ 指導・助言
→ 勧告（対象；政令で定める一定規模以上の事業者）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

回収・再生資源化の認定
・廃棄物処理法における配慮
・公正取引委員会との調整
→ 要件に不適合となった場合
→ 認定取消

指定副産物の政令指定（※7）
→ 副産物の利用を促進する措置
→ 主務大臣による事業者の判断基準の策定（指定副産物及び指定業種）
→ 指導・助言
→ 勧告（対象；政令で定める一定規模以上の事業者）
→ 公表
→ 関係審議会の意見
→ 命令

具体例
※1…パルプ・紙製造業、無機・有機化学工業、鉄鋼業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業
※2…複写機製造業、硬質塩ビ管・管継手製造業、紙製造業、ガラス容器製造業、建設業
※3…自動車、パソコン、家電、ぱちんこ遊技機、金属製家具、ガス・石油機器
※4…※3に加え、浴室ユニット、複写機、システムキッチン、二次電池使用機器
※5…スチール缶、アルミ缶、PETボトル、二次電池、紙製容器包装、プラスチック製容器包装，塩ビ製建設資材等
※6…パソコン、二次電池
※7…電気業、建設業

参考資料8